

ビル街地区 高度商業地区 繁華街地区 普通商業・併用住宅地区 中小工場地区 大工場地区 普通住宅地区



記号	借地権割合	記号	借地権割合
A	90%	E	50%
B	80%	F	40%
C	70%	G	30%
D	60%		



館林市
(館林署)



西部第一中
土地区画整理事業
施行区域 (個別評価)

西部第一中土地区画整理
事業施行区域 (個別評価)

西部第一南土地区画整理
事業施行区域 (個別評価)

西部第一南
土地区画整理事業施行区域
(個別評価)

②
新宿1丁目